資料3

新卒者支援チームの取組について

緊急雇用対策本部「緊急支援アクションチーム」
新卒者支援チーム会合（第4回）

平成22年3月12日（金）

＜目次＞

１．新卒者支援のポイント ・・・・・・・・ ２

２．緊急雇用対策（抜粋）（平成21年10月23日緊急雇用対策本部決定） ・・・・・・・・ ３

３．明日の安心と成長のための緊急経済対策（抜粋）（平成21年12月8日閣議決定） ・・・・・・・・ ５

４．新卒者の就職支援体制の強化

① 大学等の「就職相談員」の配置促進 ・・・・・・・・ ６

② 高卒・大卒就職ジョブサポーターの活用による新規学卒者への就職支援 ・・・・・・・・ ７

５．「就活支援キャンペーン」の展開

① 就職説明会の積極的な開催 ・・・・・・・・ ８

② 採用意欲のある中小企業等の掘り起こし加速

・ 「雇用創出企業」～人を育て、人材を資本に活躍する優良企業～ ・・・・・・・・ ９

・ 「新卒者就職応援プロジェクト」の概要 ・・・・・・・・10

・ 「新卒者就職応援プロジェクト」のスキーム ・・・・・・・・11

・ 中小企業採用力強化事業 ・・・・・・・・12

③ 新規学卒者の採用拡大に関する経済団体への要請 ・・・・・・・13

６．未就職卒業者の就職支援体制の強化

① 「新卒者体験雇用事業」の創設 ・・・・・・・・・14

② 「未就職卒業者向け」職業訓練の実施及び訓練・生活支援給付の拡充 ・・・・・・15

③ 重点分野雇用創造事業の創設 ・・・・・・・16

新卒者支援のポイント

○緊急雇用対策（平成21年10月23日緊急雇用対策本部決定 ）

（目標） 来春以降の新卒者の就職を支援し、第二の「ロスト・ジェネレーション」をつくらないようにする。

（アクションプランの内容）

①新卒者の就職支援態勢の強化
- (ア)「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の緊急配備
- (イ)大学等の就職支援の充実

②求人開拓と「雇用ミスマッチ」の解消
－「就活支援キャンペーン（仮称）」の展開－
- (ア)求人・求職、内定関連情報の収集・提供
- (イ)学生を対象とした合同就職説明会等の実施
- (ウ)企業に対する求人拡大への要請
- (エ)採用意欲のある中小企業等の掘り起こし

③「４月就職以外の道」の選択の支援
- (ア)企業に対する中途採用・通年採用の拡大への要請
- (イ)学生・生徒の学校での学び直しや地域活動参加への支援

④新卒無業者への第2セーフティネットの活用

（ア）ハローワーク等における高卒・大卒就職ジョブサポーターの増員
530人→ 618人（＋88人）→ 928人（＋310人）
緊急雇用対策による措置　　緊急経済対策による措置（2．5億円）

（イ）大学等の「就職相談員」の配置促進（予算額1億円）
- ・就職相談員の配置促進　29件（35校）
- ・キャリアガイダンスの推進　36件（41校）

（ア）求人・求職、内定関連情報の公表前倒し

（イ）学生を対象とした合同就職説明会等の例年以上の実施。
また、説明会情報を各省HPにおいて、一覧的に掲載。

（ウ）経済団体、業界団体に対する求人拡大の要請

①第一弾要請（21年12月22日）
- ・ 文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣が、日本経団連等主要4団体に対して直接要請するとともに、連名で、245の団体に要請文を発出。

②第二弾要請（22年3月2日）
- ・ 中小企業団体（日本商工会議所等）に対し、文部科学大臣政務官、厚生労働大臣政務官、経済産業大臣政務官が直接手交。

（エ）①採用意欲がある「雇用創出企業」の新リスト公表するとともに、HPにおいても掲載（1，443社）。

② 中小企業の新規人材発掘促進対策（予算額113億円）
- ・ 新卒者就職応援プロジェクト（いわゆるインターンシップ）を行うとともに、中小企業と学生のマッチングを図る。

（ア）経済団体等に対する要請（②（ウ）と重複）

（イ）新卒者体験雇用事業の創設（22年度予定額　3．7億円）
- ・ 未就職卒業者に対し、有期の体験雇用（1か月）の機会を設け、正規雇用への移行を支援（月8万円）

○ 「未就職卒業者向け」職業訓練の実施および訓練・生活支援給付の拡充（緊急人材育成支援事業（3466億円）の内数）
- ・ 未就職卒業者向け職業訓練コースを設置するとともに、訓練期間中の生活保障として10万円／月を支給（世帯年収300万円以下の場合）

緊急雇用対策（抜粋）（平成21年10月23日緊急雇用対策本部決定）

Ⅱ．具体的な対策　1．緊急的な支援措置

（1）緊急支援アクションプラン―「貧困・困窮者、新卒者支援」

＜新卒者支援＞

（目標）来春以降の新卒者の就職を支援し、第二の「ロスト・ジェネレーション」をつくらないようにする。

（アクションプランの内容）

①新卒者の就職支援態勢の強化

（ア）「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の緊急配備

・ 支援態勢強化のため、就職支援の専門職をハローワークに緊急配備

（イ）大学等の就職支援の充実

・ 就職相談窓口の充実（キャリアカウンセラーの配置など）、女子学生等を対象にした「ライフプランニング支援」の推進、大学における職業指導（キャリアガイダンス）の制度化

②求人開拓と「雇用ミスマッチ」の解消－「就活支援キャンペーン（仮称）」の展開－

（ア）求人・求職、内定関連情報の収集・提供

（イ）学生を対象とした合同就職説明会等の実施

（ウ）企業に対する求人拡大への要請

（エ）採用意欲のある中小企業等の掘り起こし

・「雇用創出企業」をとりまとめ、公表（年明け予定）

③「４月就職以外の道」の選択の支援

（ア）企業に対する中途採用・通年採用の拡大への要請

（イ）学生・生徒の学校での学び直しや地域活動参加への支援

④新卒無業者への第２セーフティネットの活用

（アクションプランの進め方）

①国の取組

・ 国に設置した「緊急支援アクションチーム（後述）」が、アクションプランの具体的展開、地域における取組の円滑な実施に向けた関係機関等の調整を行う。

②地域における取組

・ 関係地方自治体・関係団体の協力を得て、地域の学校・ハローワーク・産業界が一体となって具体的な取組を推進する。

１．緊急的な支援措置

（別紙）

（1）緊急支援アクションプラン―「貧困・困窮者、新卒者支援」

＜貧困・困窮者支援＞
（略）

＜新卒者支援＞

①新卒者の就職支援態勢の強化

（ア）「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の緊急配備

・ 支援態勢強化のため、就職支援の専門職をハローワークに緊急配備（高卒・大卒就職ジョブサポーターを各都道府県1名以上追加配置）

（イ）大学等の就職支援の充実

・ 就職相談窓口の充実（キャリアカウンセラーの配置など）
―「大学教育・学生支援推進事業」を実施中の大学等に対する事業達成目標の到達度の確認や、取組事例についての周知

・ 女子学生等を対象とした「ライフプランニング支援」の推進
―「女性のライフプランニング支援総合推進事業」において、特に就職前の女子学生を対象としたきめ細やかな取組を要請

・ 大学における職業指導（キャリアガイダンス）の制度化
―中教審大学分科会「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」を踏まえ、法令上、職業指導（キャリアガイダンス）の大学教育への位置づけを明記

・ 内定取消し防止に向けた企業指導の徹底
―平成21年1月に施行された企業名公表制度や「新規学校卒業者の採用に関する指針」等の一層の周知及び採用内定取消しを行おうとする事業主に対する回避等についての指導等の徹底

②求人開拓と「雇用ミスマッチ」の解消－「就活支援キャンペーン（仮称）」の展開－

（ア）求人・求職、内定関連情報の収集・提供

（イ）学生を対象とした合同就職説明会等の実施

（ウ）企業に対する求人拡大への要請

（エ）採用意欲のある中小企業等の掘り起こし

・「雇用創出企業」をとりまとめ、公表（年明け予定）
―関係省庁が連携して、ものづくりやサービス業、農業、運輸業等の分野において、採用意欲があり、かつ人材育成に優れる企業について、関係機関を総動員して掘り起こし、若年層、特に新卒者に対する情報発信を実施

③「４月就職以外の道」の選択の支援

（ア）企業に対する中途採用・通年採用の拡大への要請

（イ）学生・生徒の学校での学び直しや地域活動参加への支援

④新卒無業者への第2セーフティネットの活用

明日の安心と成長のための緊急経済対策（抜粋）（平成21年12月8日閣議決定）

Ⅱ．具体的な対策　1．雇用―緊急対応策を強化するとともに、雇用戦略を推進する。

＜緊急対応＞（3）新卒者支援の強化

来春以降厳しい求人情勢が見込まれる新卒予定の学生・生徒の就職支援を強化し、第2の「ロスト・ジェネレーション」をつくらないようにする。

＜具体的な措置＞

○新卒者の就職支援態勢の強化

（ア）大学等の「就職相談員」の配置促進

・ 大学等における就職相談員（キャリアカウンセラー等）の配置促進による就職相談の充実、就職力を高めるキャリアガイダンスの推進

（イ）「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の更なる緊急増員

・ 就職支援の専門職である「高卒・大卒就職ジョブサポーター」を更に増員する。

（ウ）関係機関の連携強化

・ ハローワークにおける緊急学卒支援窓口の設置による高校との連携強化

○「就活支援キャンペーン」の展開

（ア）就職説明会の積極的な開催と周知徹底

（イ）採用意欲のある中小企業等の掘り起こし加速

・「雇用創出企業」のリストを年内に公表

・ インターンシップの拡充、求人企業の開拓等により、中小企業と新卒者のマッチングを図る。

（ウ）求人拡大への要請

・ 経済団体、業界団体への求人拡大の要請

・ 労働局と都道府県の連携による求人拡大の要請

○未就職卒業者の就職支援の強化

（ア）新卒者体験雇用事業の創設

・ 未就職卒業者の体験雇用を受け入れる事業主に対して新卒者体験雇用奨励金（仮称）を支給

（イ）「未就職卒業者向け」職業訓練の実施及び訓練・生活支援給付の拡充

・ 緊急人材育成支援事業を活用し、未就職卒業者向け職業訓練コースを設置。あわせて、訓練・生活支援給付に係る対象者の拡充を図る。

（ウ）重点分野での雇用支援

・ 重点分野における雇用の創造（後述）に当たっての未就職卒業者の雇用への配慮

大学等の「就職相談員」の配置促進

平成21年度補正予算（第2号）：　1億円

政策目標

大学等の就職支援態勢の強化を図ることにより、学生個々の能力や適性に応じたきめ細やかな就職支援を可能とし、就職率の向上につなげる。また、教育課程内外にわたり卒業後の社会的・職業的自立につながる大学等の取組を支援することにより、学生のキャリア形成の促進を図る。

実施内容

大変厳しい大学等卒業予定者の就職内定状況に対応するため、大学等へ就職相談員（キャリアカウンセラー等）を配置するなど大学等の就職相談体制の強化を図るとともに、学生の卒業後の社会的・職業的自立につながる教育課程内外にわたる大学等の取組（キャリアガイダンス）の推進に対する支援を実施。

○取組内容

［取組1］　・就職相談員（キャリアカウンセラー等）の配置促進による就職相談の充実
（地域の企業、商工会議所やハローワーク等と連携した取組）

［取組2］　・就職力を高めるキャリアガイダンスの推進

実施状況

［取組1］29件（35校）、［取組2］36件（41校）を選定し、平成22年2月15日より各大学において事業を開始

高卒・大卒就職ジョブサポーターの活用による新規学卒者への就職支援

＜高校＞

ハローワークにおいて、学校との緊密な連携の下、以下の支援を実施。

高卒就職ジョブサポーターは、主として高校等に出向き、個別の職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した就職支援を実施。

（ハローワークにおける主な支援内容）

① 適正な労働条件確保のための求人内容の確認、求人確保及び求人情報の提供
② 職業指導（職業適性検査、職業情報の提供等）
③ 就職面接会等の開催
④ 未内定者等に対する個別支援（職業相談・職業紹介）

高校生を求人企業に引率

＜大学、短大、専門学校等＞

学生職業センター等（各都道府県１箇所）において、学校と緊密な連携の下、未内定者など希望者に対する就職活動の支援を実施。

大卒就職ジョブサポーターは、大学訪問等による未内定者の早期把握、学生職業センター等への誘導等の支援を実施。

（学生職業センター等における主な支援内容）

① インターネットを通じた広域的な求人情報の提供
② 就職支援セミナー、就職面接会等の開催
③ 希望者に対する個別支援（職業相談・職業紹介）

【就職支援体制の強化】

		緊急雇用対策（平成21年10月23日）	緊急経済対策（平成21年12月8日）
○高卒就職ジョブサポーター	４７４人	５３２人（＋５８人）	７７９人（＋２４７人）
○大卒就職ジョブサポーター	５６人	８６人（＋３０人）	１４９人（＋６３人）
合計	５３０人	６１８人（＋８８人）	９２８人（＋３１０人）

就職説明会の積極的な開催

○ 都道府県労働局が主催・共催する新卒者を対象とした就職面接会、企業説明会の開催状況

・ 平成22年１～３月末に全国で173回開催。
（昨年同期（１～３月末）の90回の約1.9倍）

※ 新卒者向け就職面接会の例
「新規大卒者等合同就職面接会（東京労働局・東京都主催）」
・日時　：平成22年2月16日（火） 13：30～16：30
・場所　：新宿NSイベントホール
・参加企業数：144社
・参加学生数：2,465人

「新規大卒者等合同就職面接会」の様子

○ ジョブカフェ等が連携した広域合同就職説明会の開催状況

・ 今年度事業（18回開催）で延べ13，024人、1，007社が参加。
（昨年度事業（18回開催）に比べ、参加者は約1.8倍、参加会社数は約1.4倍）

○ 採用意欲のある中小企業等を集めた合同就職説明会の開催状況

・ 今年度255回開催で延べ36，834人、5，493社が参加。
（平成21年度2月末現在）

採用意欲のある中小企業等の掘り起こし加速
「雇用創出企業 」～ 人を育て、人材を資本に活躍する優良企業 ～

＜事業実施の背景＞

○ 雇用情勢が悪化

・有効求人倍率
平成21年の12月有効求人倍率は0.43倍。

・完全失業率
平成21年7月に過去最高の5.6％に達した後、12月に5.2％に低下したものの依然として厳しい状況。

○ 雇用の創出に取り組む一方、求職者を今ある求人へと繋げること（マッチング）も急務。雇用情勢が悪化する中でも、地域・業種によっては求人が存在。

●東京都：ホームヘルパー等の介護関連の職業（1.50倍）
●北海道：警備員・守衛等の保安業務（1.54倍）
●愛媛県：一般機械器具組立・修理の職業（1.38倍）
※平成21年11月の有効求人倍率（出典：各労働局）

⇒　各業種の業界団体、地方局、中小企業関係機関等を総動員して、雇用吸収力ある製造・サービス業を集め、その魅力を発信。

○ 緊急雇用対策（平成21年10月23日）

＜新卒者支援＞
求人開拓と「雇用ミスマッチ」の解消
－「就活支援キャンペーン（仮称）」の展開－
○採用意欲のある中小企業等の掘り起こし
・「雇用創出企業」をとりまとめ、公表（年明け予定）

○明日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日)

＜新卒者支援の強化＞
「就活支援キャンペーン」の展開
○採用意欲のある中小企業等の掘り起こし加速
・「雇用創出企業」のリストを年内に公表

＜選定基準・公表方法＞

○ 対象業種

ものづくり製造業、サービス業、情報処理業、流通、小売業、建設業、運輸業、農業、福祉、コミュニティビジネス、その他地域中小・中堅企業等

○ 選定基準

雇用を創出するものづくり、サービス業等の魅力ある企業を選定。具体的には、
①：平成２２年1月時点の採用意欲の有無
②：製品やサービス、人材育成方針など、企業の特色及び強み
③：悪質な法令違反や大規模な派遣切りといった行為の有無
を選定基準とし、最大限、前広に掲載。

○公表方法

・雇用創出企業のリストを平成21年12月25日に公表。
・平成22年1月２２日に、これらの企業の魅力をウェブサイトを中心に情報発信。

http://www.meti.go.jp/interface/php/honsho/policy/mono_info_service/mono/sokeizai/koyou/index.php

→その後、地方経済産業局、厚生労働省、文部科学省等の協力を得て、大学、ハローワーク、ジョブカフェ等で積極的に紹介。

＜平成21年2月公表の「雇用創出企業1,400社」の実績＞

○回答のあった802社のうち、637社が6，965人を採用。
また、594社が「今後の採用予定あり」としている。
（平成21年7月1日現在）

採用意欲のある中小企業等の掘り起こし加速
新卒者就職応援プロジェクトの概要

【目的】

今春卒業予定の大学生及び高校生の就職内定率は、大変厳しい状況にあります。
しかし一方で、平成22年1月に経済産業省が公表した雇用創出企業のように、採用意欲のある中小企業も多く存在しており、ミスマッチが発生している状況にあるといえます。
そこで、「新卒者就職応援プロジェクト」を実施し、採用意欲のある中小企業と今春卒業予定で就職が決まっていない方々との橋わたしを行うことを目的としています。

【留意点】

本プロジェクトは職場実習を行うものであり、雇用ではありません。
受入企業は、カリキュラム等を遵守する必要があり、実習生にカリキュラムを逸脱した作業等を強要したり、実習生の就職活動を妨げることは避けてください。

【内容】

就職の決まっていない新卒者を対象に、中小企業の生産現場等に触れる機会を提供するとともに、中小企業で働く上で必要とされる技能・技術・ノウハウ等を習得してもらうため、長期間の職場実習（インターンシップ）等を実施するものです。

〇対象者（5，000人程度）
今春、高等学校、高等専門学校、大学、大学院、短大、専修学校を卒業予定であって就職が決まっていない方々

〇受入企業
ものづくりや商店など幅広く対象とします。
（一部対象とならない業種有り）

〇実習
期間：原則6ヶ月間
内容：実習プログラム等に沿って実施
（技能・ノウハウ等の習得を目指すものです。非正規社員、アルバイト等の代替ではありません。）

〇助成金
＜技能習得支援助成金＞　実習生に対し日額7，000円を支給
＜教育訓練費助成金＞　受入企業に対し日額3，500円を支給
＜実習生寮費助成金＞　受入企業に対し日額1，300円を支給
（上限・支給条件あり）

〇事業実施者
（全国対応）　（株）学情、（株）パソナ
（地域・業種対応）　都道府県中小企業団体中央会が審査中

〇実習生、受入中小企業の募集は2月15日から開始しています。
〇職場実習（インターンシップ）は4月以降順次開催することとしています。
※詳細は、中小企業庁HPに掲載しています。
http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/koyou/jinzai.htm

採用意欲のある中小企業等の掘り起こし加速
「新卒者就職応援プロジェクト」のスキーム

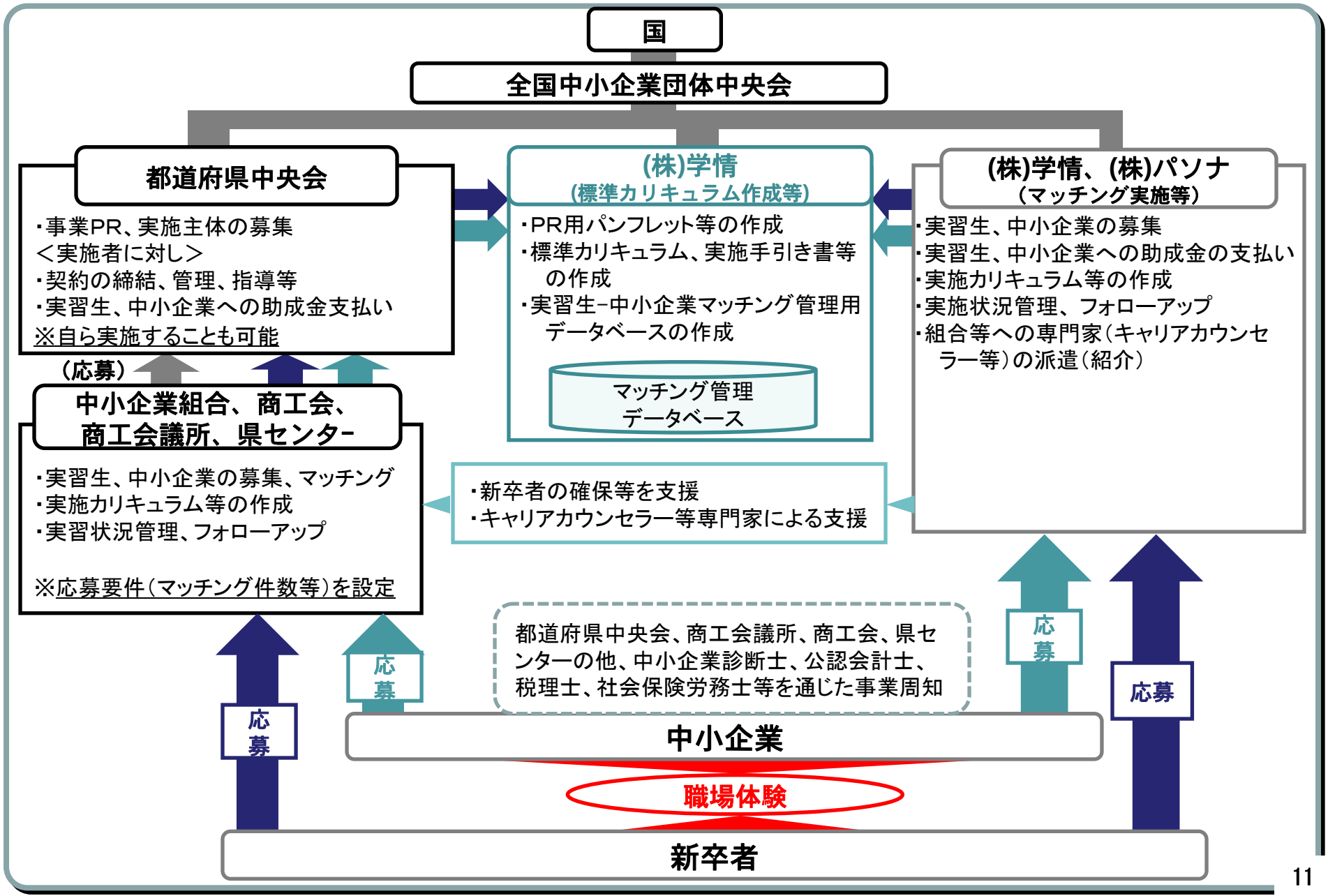

採用意欲のある中小企業等の掘り起こし加速

中小企業採用力強化事業

事業の内容

○ 2010年4月入社予定の大卒求人倍率は、従業員規模1，000人以上のいわゆる大企業においては0．55倍。ただし、従業員規模1，000人未満の企業では3．63倍となっており、中小企業等には、十分な求人が存在。

出典：リクルートワークス研究所

○ 新卒者が企業を選ぶ際に活用しているのは、求人広告の32．8%が最多であるが、中小企業の中には、費用の問題等で積極的にこうした手段を活用していない企業が存在。また、採用ノウハウを持っていないため、求職があっても求める人材を獲得できていない企業も存在。

※出典：雇用動向調査

○ このため、求人開拓、企業の魅力発掘等を採用支援会社に委託し、中小企業等による求人と求職のマッチングを図る。

①求人企業の発掘、採用コンサルティング
②求人企業、学生向けセミナーの開催

○ 平成20年度二次補正予算において、日本商工会議所に造成した基金を活用して、新たに実施。

（今後のスケジュール）
・採択先決定：3月上旬（株式会社リクルート）
・事業開始時期　：4月上旬（予定）

事業イメージ

支援の流れ

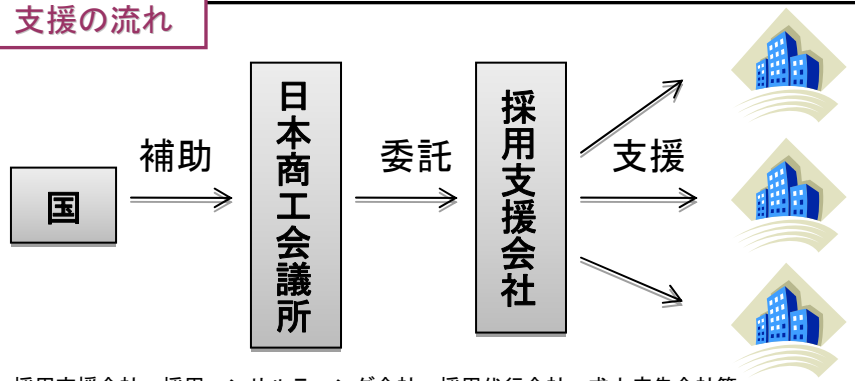

採用支援会社：採用コンサルティング会社、採用代行会社、求人広告会社等
支援先企業：新規学卒者を採用する意欲のある中小企業等

スキーム

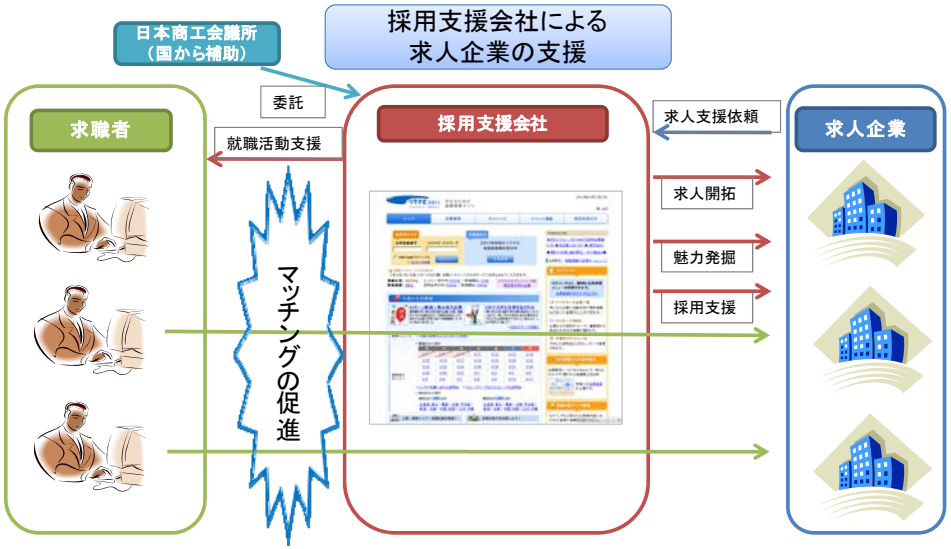

新規学校卒業者の採用拡大に関する経済団体への要請

○　平成２２年３月卒業予定者の採用拡大等について、下記のとおり要請。

第一弾要請：　主要経済4団体を含む245の経済団体等（その傘下団体、加盟企業等）

（1）実施時期　：平成21年12月22日

（2）要請方法

①　日本経済団体連合会・日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会に対し、川端文部科学大臣・長妻厚生労働大臣・直嶋経済産業大臣が直接要請

②　上記三大臣の連名で、245の経済団体等に対し、新規学校卒業者の採用に関して、加盟企業に周知徹底を図るよう要請する文書を発出

（3）要請内容

①　来春の新規学校卒業者の採用の拡大

②　採用内定取消しが起こらないこと

第二弾要請：　中小企業団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会）（その傘下団体、加盟企業等）

（1）実施時期：　平成22年3月2日

（2）要請方法

①　高井文部科学大臣政務官・山井厚生労働大臣政務官・高橋経済産業大臣政務官が、上記中小企業団体を来訪し、新規学校卒業者の採用に関して、直接要請。

②　上記三大臣政務官の連名で、中小企業団体に対し、新規学校卒業者の採用に関して、加盟企業に周知徹底を図るよう要請。

（3）要請内容

①　新規学校卒業者のための採用の拡大

「新卒者体験雇用事業」の創設（平成22年度2次補正：制度要求、平成22年度予定額　３．７億円）

○　学卒未就職者を対象とした１か月の体験雇用（有期雇用）の機会を設けることにより、未就職卒業者の希望職種の選択肢を広げるとともに、求職者と事業主の相互理解を深め、その後の正規雇用への移行を促進することを目的として、新卒者体験雇用奨励金を事業主に支給。

○　対象者：未内定の大学生、高校生等（平成22年３月卒）
　　※　ハローワークへの求職申込みをしている者
　　※　体験雇用の開始日は卒業日の翌日以降

○　支給額　：　対象者１人につき、月額８万円　（体験雇用期間は1か月）

○　対象人員　：　５，１００人

○　事業実施期間　：　平成２２年度限りの時限措置

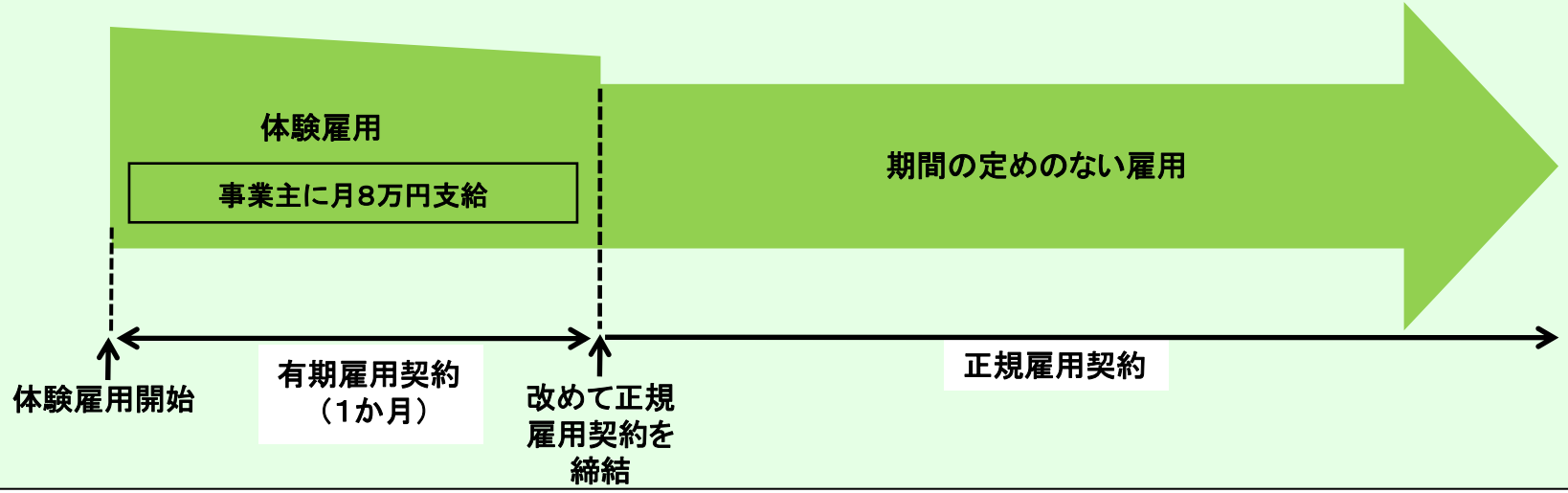

「未就職卒業者向け」職業訓練の実施及び訓練・生活支援給付の拡充

※　緊急人材育成支援事業の活用

訓練ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ機関
（（独）雇用・能力開発機構都道府県センター）

ニーズ把握・連携

- 高校・大学等
- 労働局
- 都道府県
- 地域の産業界

訓練カリキュラム策定支援等

民間教育訓練機関

未就職卒業者向け訓練コース（新設）

○ 社会人としての心がまえや就職に必要な基礎力の養成と主要な業界、業種に係る短期間の体験機会等を提供。

○ 実践的な演習に向けたレディネス付与と具体的な職種選択へ向けた動機付けを支援。（訓練期間：標準6か月）

○ カリキュラムイメージ

＜一般科目＞
① 基礎学力の向上（数学等）

＜基礎演習＞
② 自己理解、職業ﾏｲﾝﾄﾞ、表現・思考ｽｷﾙ、ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ力の向上
③ 接遇、面接指導等社会人力、就職力の向上
④ IT活用スキル向上（帳票作成、表計算等）
⑤ 事務処理能力向上（総務・経理、一般事務等）
⑥ ものづくり基礎力向上（基礎課題作成等）

＜業界（医療、福祉、IT、販売、製造等）実習＞
⑦ ガイダンス
⑧ 職場見学、職場体験、職業人講話　等

＜キャリア・コンサルティングの実施＞
訓練期間中に3回以上の実施

希望職種に応じ、実践演習コース（各業界、職種で求められる知識・技能の習得）又は公共職業訓練へ誘導

就職

訓練・生活支援給付の拡充

世帯年収300万円以下の未就職卒業者に訓練期間中の生活保障　10万円／月

重点分野雇用創造事業の創設

概　要

■雇用失業情勢が厳しい中で、介護、医療、農林、環境等成長分野として期待されている分野における新たな雇用機会を創出するとともに、地域ニーズに応じた人材を育成し雇用に結びつけるための事業を実施。

■地方公共団体は、基金を財源に、一定の要件を満たす事業を民間企業、NPO、社会福祉法人等に委託。受託した民間企業等は、求職者を新たに雇い入れ、事業を実施。人件費を含む事業費は、委託費として支給。

【事業の規模】
（平成21年度第2次補正予算）
1500億円

【対象期間】
平成22年度末まで（都道府県に造成した基金により実施）

☆　重点分野雇用創出事業

■介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用の重点分野における雇用の創出を図る事業。
■雇用期間は1年以内。
■事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合は1／2以上。
■未就職卒業者の雇用に配慮。

☆　地域人材育成事業
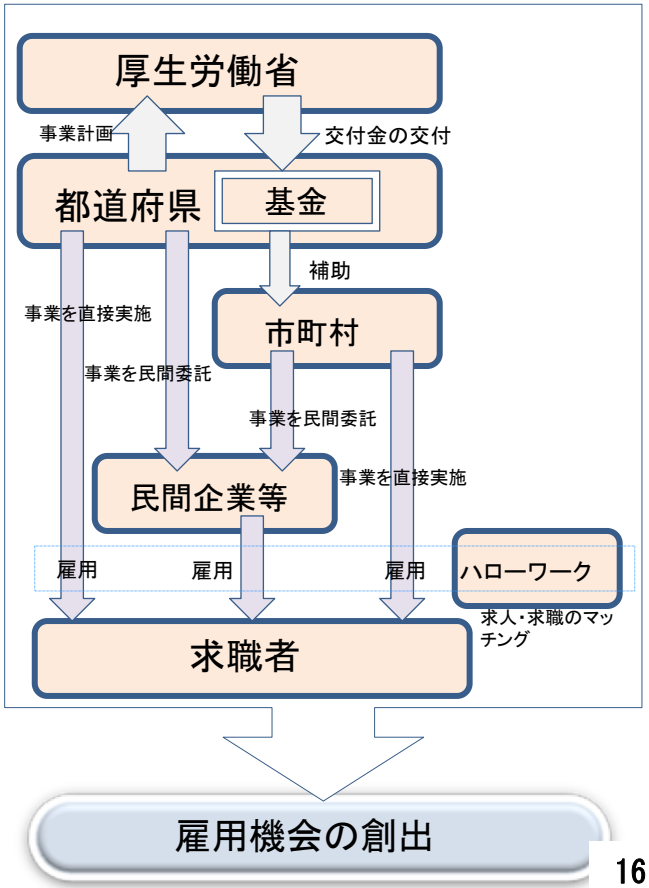
■地域失業者を新たに雇用した上で、当該労働者に対し、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術をOFF-JT(講義等）、OJT(職場実習等）により習得するための研修を行う事業。
■上記重点分野及び各地方公共団体が設定する地域の成長分野としてニーズが高い分野に該当する事業を対象とする。
■受託した企業、NPO等は、あらかじめ雇用期間中の研修計画を作成。雇用期間は1年以内。
■受託した企業、NPO等は、雇用した失業者に対し、労働条件、市場実勢を踏まえ適切な水準の賃金を支給。
■事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合は1／2以上。研修に係る費用は、OFF-JT、OJTに要する費用とする。
■未就職卒業者の雇用に配慮。